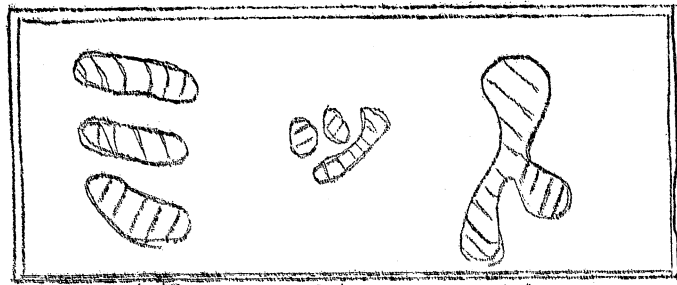


爆取法粉碎?
国家権力の弾圧計画を
粉碎しよう?
武闘派の
再生に向け団結を叫ぶ!



第 3 号

1913. 4. 25 発行

爆発物取締罰則

(明治十七年十二月二十七日)
太政官布告第三十二号

第二条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動正ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄託シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニテラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第八条 爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百圓以下ノ罰金ニ処ス

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第十条 廃止

第十一条 第一条ニ記載シタル犯罪ノ予備陰謀ヲ為シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ為スニ至ラサル時ハ其刑ヲ免除ス第五条ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ

第十二条 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ処断ス

私は爆発物取締罰則被告事件により東京拘置所に拘留中の者であります。が当該被告事件について控訴いたしました。その趣旨を左記のように申し述べます。

一 法令解釈の誤りについて

本被告事件は、設置後一時間ないし一時間半至たのち爆発するよう製作された物件が使用されたのであるが、不発処理として爆発予定時刻を数時間至たのち水中に投入するまで爆発を惹起するに至らなかった。その理由については、被告人が設置の際、当該物を誤ってひっくり返し、スポイトの中の硫酸をこぼした為か、あるいは製作者Bの原雷に於る証言のどとく製作過程での誤りであったかは原雷に於ては不向にふされた。しかるに、Bが同時になされたものと見られる他の二個の物件へ中宿派出所及び稚名町派出所に設置されたものも本件同様爆発を惹起するに至っていない。稚名町派出所に設置された物にいたっては、本件同様昭和四十六年十月二三日夜に設置されたとみられるに因り、二五日に至るまで爆発しておらず、製作者Bがその製作過程で致命的ミスをおこなっていることは明らかである。Bは本件原雷に於て、検察側証人として出廷し、本件物品の製造過程に於て、ビニール管の一方の先端に取付けたスポイト中の硫酸がもう一方の端に取付けた塩素酸カリを入れたビニール袋の中にしたり落ちて爆発を惹起するよう製作したのであるが、その際ビニール袋をビニール管に取りつける為テープを使用したのだが、ビニール管のないところまでテープをまいてしまい、ビニール袋を密封する状態にしてしまったため、当該物件が爆発を惹起するに至らなかったものであると証言している。この事については、警視庁化学検査所の鑑定人のズサシ、分科により明らかにされていはいが、前記のどとく他の二件も本件に終っている事はこの証言を裏づけるものである。この事は、本件物品がその威力等の点で爆発物取締罰則（以下爆取と略す）で言うところの爆発物であるか否か以前に理化学上の爆発物で否かという事を示すものである。この事に關し、昭和二十八年六月二五日、福岡高裁第二刑事部の判決に於て、「爆発可能な分量である一五反以上のカーバイドの投入されたラムネ瓶に十分な水量を注入したというラムネ瓶はその球栓が栓座に接合して密に密封された瞬間、理化学上の爆発物となるものと解されるので、右のラムネ瓶を使用したのに球栓が栓座に接合せず、瓶が密栓とならなかったことのために

それが爆発しなかった場合には、爆発物を使用したものといふことはできない」という旨の判例が示されている。

つまり、当該物品が爆取法で言うところの爆発物であるか否かの前に、理化学上の爆発物であるか否かが先行的に向われねばならない。L（同様の事は同裁判昭和三〇年四月二五日第一刑事部の判決に於ても示されている）判決文に於ては、

「……それが爆発しなかった場合、球栓が栓座に接合して瓶が密栓となつていた限り、それはすでに爆発物となつていたラムネ瓶を爆発させるまでの処置が拙く、……爆発しなかったもので、それは爆発物を使用したものという事ができるが、球栓が栓座に接合せず瓶が密栓となつていないが、それはいまだ爆発物としてのラムネ瓶の製造が完成せず、爆発物でなかつたものを爆発させようとしたまでのことで爆発物の使用とはならないものと言わねばならない……」又、

「パッキンの附着状況からみて、パッキンの不完全なため、球栓が栓座に接合せず、完全な密栓となされていなかったため……爆発現象を惹起してはいない事……が明らかであるから、いわゆる本件ラムネ瓶は、爆発物としての製造が完成せず未だ理化学上の意匠に於る爆発物でなかつたものと認められるので、勿論爆取法の爆発物に該当しないものといわねばならない」とされている。それ故本件に於ても製作者のミスにより当該物品が爆発物としての製造の完成をみず故に理化学上の意匠に於る爆発物でなかつた事が明らかなので、当然にも爆取法の爆発物には該当しないものといわねばならない。この点に關し、原審判決では不向にふされ本件物品を爆取法でいうところの爆発物と認めてゐるのは、重大な法令解釈の誤りであり、違法と言わねばならない。

二、事實の誤認について

一 被告人は「人の身体・財産を害する」目的を持っていなかった。本件は被告人供述のどとく「二派（赤軍派・日共左派）の止揚・八派の解体」という被告人らの政治主張の「アピール」・「デモンストレーション」としてなされたものであり、人の身体・財産を害する目的をもつてなされたものではない。その事は以下の点から明らかである。

A 当該物件は片側を鉄道の線路、片側を空地（養育院の敷地）に狭された人家のない、その意味で人通りの少ない道路

既に面した派出所から二、三メートル離れた立看板の、派出所とは反対側の脇に

C.深夜一・三〇分〜一二・〇〇分頃、最終電車もなくなった夜中の一時前後に爆発する事を予想して設置された

ものである。また、被告人Aのごとき場所を選ぶのに長時間費している事や、派出所のすぐ脇に設置するほうは人目にもつきにくいにも関わらず、またそれは何ら困難な事ではないにも関わらず、Bのごとき場所に、人通りの皆無が予想される時刻に設置している事からみて明らかである。なおBについては派出所建物の損傷を恐れたものではなく(当該物品の威力では不可能)派出所窓ガラスに当該物品があたりガラス片で派出所内の警察官が傷つくのを危惧したからである事を申し添えておく。この様にA、B、C三案と後述する当該物の爆発力の案からみて7人の身体、財産を害する目的を被告人が持つていたとはとうてい考えられない。にもかかわらず原審に於ては、設置時刻を一〇・三〇分頃と誤りて判断する事により、この被告人の主張を排せざるにしていると見つけられるが、これは重大な事実誤認と言わねばならない。被告人は、設置予定時間の一時をオーバーしたこと

一、爆発予定時間が一時前頃である事を確認したこと

一、共犯者と別れる時、彼の使用する電車の有無を危惧した事、等により一・三〇〜一・二〇の頃に設置した事を供述したにもかかわらず、共犯者竹谷俊一の供述が当日一〇・三〇分頃の当該派出所の内部の状況と合致することをもつて、一〇・三〇分と判断されたものであるが、被告人らは現場附近を約一時間徘徊してあり、それ故竹谷の供述が被告人の一・二〇〜一・二二・〇〇の主張を何ら否定するものでないにもかかわらず、原審に於ては、これを否定し、検察官主張の一〇・三〇分頃を採用している。これは事実と異なっているし、もしこの事な7人の身体、財産を害する目的を持つていなかった事を否定する理由とされているなら、これは重大な誤認と言わねばならない。

口、当該物の爆発威力について

被告人供述のごとく、当該物件の威力はさわめて微少なものである。当該物と同種のものと思われる物品の、被告人らによる山中に於る実験では、数メートル離れて立つて見ていた被告人らを何ら損傷するものでないのみならず附近の樹木等をも全く損傷させず、設置した場所の土がえぐれるというような事もなかったものである。なお、この案について、警視庁化学検査所

鑑定人の見解では、かなりの威力を持つもののごとく、鑑定されているが、その鑑定は冒頭に記したようにさわめて不サンなものであり、また多くの推量で判断されたものであり(例えば起爆剤について)また政治的判断が作用していることを指摘しなければならぬ。何れともあれ、スボイトに微々たるものでも穴があいていたり、少しのスキ間でもあれば爆発するかも知れぬ当該物品を車にのせて半日以上走り回っているのであるから、被告人がその威力をどの程度と考えていたか、おのずと判らうと言うものである。その爆発の様子を目撃した被告人らの意見を排し、さわめて政治的になされた警察による鑑定結果を採用し、爆取法をいうところの爆発物に該当すると認定した原判決は不当であり、重大な事実誤認である。

なお、前記設置時間について、被告人が時計を所持していた事を、申し添えます。

三、爆発物取締罰則そのものの違憲性について

爆取法は明治一七年に制定され、その後大正七年にその量刑に等が加えられただけという古い法律である。制定は当時の自由民権運動を弾圧する為になされ、その量刑の重さはおどろくべきものがある。その弾圧法としての性格、革命運動を圧殺するものとしての本質は今も変わらない。わがわが未遂之罪、蔵匿罪を設けたり、告知を義務づけたり、またその規定のさわめてあいまいな事や、7人の目的を持つていない事を証明しない限り、7人の目的を持つているとみなされるなど、その前近代性は、正に前世紀の遺物であり、即刻廃法化されなければならないにたる悪法である。過去に於ても現任でも多くの学者によりその不要性、廃法化が主張されている。今回の刑法改悪に於ても、大部分の他の事案と異なり、これだけはその量刑が軽減されている。このように爆取法そのものの存在が意味がないばかりでなく、全く不当なものでありその量刑の重さは今日権力者自ら認めている。被告人は基本的にこの爆取法は階級斗争を圧殺する為のものであると考える。同時にその前近代性は、多くの論を待たずとも明らかであると考ええる。それ故即刻廃法化されねばならない。百歩譲って、この様な悪法は、その適用に於てはさわめて慎重な判断がなされねばならないに關わらず、本被告事件、その他に於て爆取法が無原則に適用されているのは遺憾である。

右控訴趣意書提出いたします。

昭和四八年二月一〇日、

右被告人尾崎 力

私が「犯人隠避」に起訴され、既に一年三ヶ月の歳月がたつた。この間、正月三日の突然の逮捕から一ヶ月半に及び拘留と富士・京都への出張裁判、10数回に及び公判審、全体的・精神的負担は私にとつて決して軽いものではありませんでした。私はこの裁判の結果がどうであれ、既に刑法103条に言う「2年以下の懲役もしくは一万円以下の罰金」に相当するもしくはそれ以上の刑罰を受けているのであり、この理不尽な国家権力の政治弾圧・思想弾圧の暴挙を許すことは出来ません。私はこの裁判が終るにあつて、再度断固として私の無罪を主張し、万感の怒りをこめて、この国家権力の暴挙を弾劾したいと思います。

この「犯人隠避事件」が全く不当な、反過激派キャンペーンに乗じた政治的弾圧であり、又シゴキの国家権力の陰謀であることは、この間の裁判の進行過程そのものが充分に証明しているものであると思ひます。既に検察側立証はことごとく粉砕されておられます。この検察側立証の全過程は、今日の裁判が行われたも同然でありました。即ち、第一回は大規模事件によつてB君の自供を中心とした証しをしようとしたものであります。これは富士でのB君の証言によつて遂に治安に緊一検察側の汚ないやり口が暴露されたと考えます。B君は私に事件の前に一回しかあつたことがなく、それも本庭に客として来たものであり、自己紹介などしていませんし、私がB君について知っていた可能性は全くないこと。調書で「知っていた」と思ふことになつてゐるのは、関西ではかなりの数の手配写真が張り出されているので知つてゐるはずだと検察に言われて、それだつたら「知つてゐた」と思ふことと認めたものであると証言したのであります。しかも、B君は71年秋の一連の爆弾事件の爆弾を製造した事実を一昨秋の段階で自供してゐるにもかかわらず、その時点昨年3月段階では爆発物取締法によつては起訴されておらず、列車往來妨害のみで起訴になつて、しかも保釈が認められてゐるのであります。爆取容疑が明確である者が起訴にもならず、しかもすぐに保釈が認められるということとは、現在の国家権力のやり方からすれば、全く異例の事であると言ねばなりません。即ち、一昨秋のB君の自供からこの3月段階までの間のB君は検察側の口ホットとして、とことん利用されてきた可能性は充分に考えられるのであります。彼は私の裁判での証言が終つた直ちに火薬取締法・爆発物取締法違反で始めて起訴されておられます。この検察側の汚ないやり口は、他の面でも暴露されておられます。新小岩のアパートの管理人の証言もその一つでありまし

た。彼女は私を知つてゐるといい、家の近くの交番に張り出してゐた手配写真で見たように思ふといい、私が爆弾製造犯人だといふ小突にたえないデタラメな証言をしたのです。しかも、田、新小岩のアパートの管理人はいずれも、72年に入つてから（1年）には一度も来なかつた（うち6回）検察の人が来て、いろいろと聞いた話したりしていつたと言つてゐるやうに、そしてB君の調書なるものが、72年の一月の日付けになつてゐるやうに、私を逮捕してから後に、必死でその裏付けをした作りあげた事実がありありと証明されてゐるのであります。即ち検察側はともかく何が何でも私を一度徹底的に調べるために私を逮捕したのであり、「犯人隠避」の事実など、その時点ではどうでもよかつたのです。一連の爆弾事件に私が関係してゐるはずであるという彼等の勝手な想像のもとに、私を逮捕して、私のあらゆる持ち物を押収して、私の指紋から、手形、足形にいたるまで採取し、店の資金はそこから出たのか、お前のペンネームは野崎道とどうのだから、共産関係の中央委員なんだらう、全てわかつてゐるのだ、などと見当違いのことを言つて、見当違いの調べを行い、私から何も引き出せないと思ふや、出来るだけ拘留をのばそうとして、そして彼等の階級制階級をむきだしにして、何かなんでも、ともかく起訴したといふのがこの「犯人隠避事件」であると考えます。この間の裁判全過程は、みごとにその事を暴露し、検察側立証のことごとくが粉砕されてきたのです。この第一回の大規模事件による立証が失敗に終つた事を認めた検察側は、今度は全く別の視角から、第二回の立証、やり直しを行つたのです。しかもこれは、本人質問に入る予定で私が被告席にいた時、危のためにといふ形で秋本弁護士が後、検察側立証はもうありませんねと危をおしたところ、実はまだ具体的に決まつていないが、被害の共産党に於ける位置等の立証を通じて、B君が逃走中であつたことを被告が知つてゐたはずであるといふことを立証しようと思つてゐる。それは今、具体的に検察中なので、具体的証拠申請までには少なくとも一ヶ月の期間が欲しい旨の申し立てからはじまつたものであり、私を逮捕し、拘留し、起訴しておきながらその理由については、はじめはAという理由だつたが、それが間違ひだつたのでBという理由を今、一生懸命作つてゐるのを待つて欲しいと云つたにたいの全くデタラメなものであるといふことを暴露したものであると考へてゐます。その上、私の本人質問をきいた上で、それをも参考にしなから、後でその反論を炸かうなどといった全く逆転したやり方を取らうと

したことは明らかであります。その後の証人は全て公安係の警察官であり、その証言の内容たるや、全くこの事件とは関係のない事ばかりであり、しかも、我々弁護側の反対尋問が無いことをいいことにして、勝手な解説と、推量を中心に、ともかく、被告は共産同の指導的メンバーであり、赤であり、過激派であるというところを、あることないこと無制限にしゃべりまくったのであります。だが、これについても、検察側の意図とは別に、共産同の組織が公然部門と非公然部門にはっきりと分かれており、公然部門の人間は非公然部門の人間の名前や、具体的計画等一切についてわからないしくみになっていること、従ってもしたとえ私が共産同のメンバーであったとしても、公然部門に在る限りは、非公然部門の事は判らないはずであること、私がB君について知るはずがないことを立証してしまつたのであります。だが、このオ二回の検察側のやり直し立証とでも言える部分に關しては、非常に重大な部分が存在しております。即ち、この裁判のやり方そのものが、事件の事実關係とは直接關係のない、被告の交友關係や、政治結社、思想信条の向背を大きく取り上げることによつて、そのいかんによつて、被告の罪を形成しようとする検察側の意図に担担したということであります。この点に關してはここで再度、岡田裁判官に断固たる抗議の意を表明しておきます。この事は刑法103条にみかわる「犯人藏匿、隠避」なる事件が今后とも、政治的弾圧、思想弾圧、結社の自由の破壊、組織破壊法の実態化の有力な武器として使われることに大きく道を開くものであると考えるからであります。かりて立証は、裁判を著しく政治的なものにし、裁判官に予断と偏見を与えるばかりか、Aという結社のBという人間が犯罪を犯せば、Aという結社の人間の全てをこの刑法103条で逮捕出来る可能性をすら与えるものであると考へるからであります。確かに私の場合、当初から警察・検察側からすれば、事実問題などどうでもよく、私が共産同の指導的メンバーであると勝手な推測をもとにして、それだからこそ逮捕したのであり、その本根を正直にこの立証の中で暴露したものであるとも言えますが、断じてそのようなことを許さわけにはいきません。

ともあれ、検察側は、この觀察からの立証にも失敗したと見るや、担当検事が変わった事をさしわいとして、就も外間もなく、又もやB君の自供から、オ三回目とも言ふべき立証を試みたのであります。だがこれは、オ一回目と全く同じことのくり返しでしかなく、ただ焦点をほかす役割しかはたさなかつたと考へておりません。検察側は更に、私の日記帳や、電話帳を証拠申請し

オ一回、オ二回、オ三回の立証主旨をぐちゃまぜにして、焦点をぼかし、実際にこの事件とは全く關係のない交友關係や、思想關係、政治的生活面などを列挙することによつて、何かしら、B君を知つていて、B君の逃走を助ける目的で私が引越しを手伝つたことは当然であるかのような印象を身之ようとしたのです。だがこれは、ごまかしであり、単なるムード作りのようなものであり、うそも百回いへば本當になるのとえを地で行くところとして、粉砕されておられ、逆に彼らの活ない陰謀に満ち満ちたやり口、陰謀的本心が暴露されているのです。

私は断じて無罪であり、当裁判所がすみやかに無罪判決をいいたされんことを要求します。

○筆者は、昨年一月三日、B君の犯人隠避容疑で警視庁に逮捕されたFさんです。彼の逮捕からの経過はこのようにデタラメであり、私達も共に権力に対する弾劾を斗つていく意味でここに掲載させていたいただきました。

（F）さん無罪判決。

去る5月22日、東京地裁はFさんに対し懲役8ヶ月、執行猶予2年の有罪判決を下しました。Fさんは直ちに控訴しました。

「ミット」に御意見を。

連絡先

横須賀市追浜本町一の四四

早川和子

「ミット」愛読者の皆さん、獄外の全ての友人、兄弟、同志の皆さん爆取粉砕に向けた闘いに立ち上がらんことを訴えます。69年から開始された非合法軍事武装斗争 71年反革命とのセン滅戦をも含めたR・W(革命戦争)は、我々に何を明らかにしたでしょうか。それは「プロ独」とか「権力奪取」を趣向する場、R・Wを抜きにしては考えられないのは勿論であり、いかに労働者、人民と結合し、KQ的暴力を組織して「武斗のプロレタリア化」をもちとっていくのか、と言う革命の基本問題に到達したことです。この「武斗のプロレタリア化」は、連合赤軍敗北後のKQ斗争に示されている如く、我々内部の思想斗争も厳しく問われ、R・W派は未だ全面的な反撃を組織し得ないが故に、権力は過激派が狂奔し、R・Wを斗った戦士達に対して重罪攻撃をしかけています。R・W時代に於ける権力弾圧の質は単に過激派がりに限定されるものではなく、全人民の監視体制であり、権力に組織された町内会、青年団、屋主を中心とした反動分子、秩序派をも含む労働者、人民に対する常時監視体制なのです。このスパイ育成Mは69月11月佐ト訪米止、蒲田斗争の中で表われたような、我々の大衆の力力斗争に対して、町内会が臨戦的に反革命戦争するのではなく、72年以来開始された「アバートローラー作戦」「常時検問体制」「不審者の強制連行」「K察・司法の一体となったタイホ状・家宅捜査令状の乱発」にみられる如く、労働者、人民に対する日常の抑圧であり、権力の70年代治安戦略なのです。71年R・Wの高揚の中で、それまで公安事件と言ひは事件が起った時「すでに8割まで解決している」と言った公安の常識を我々のR・Wが突き破り、権力の弾圧を闘いの中で粉碎しました。だからこそ引き出した革命派弾圧体制なのです。これは我々が軍事をめぐる、69年当時臨戦的戦闘を編成したことに対して、権力も又町内会を中心として臨戦的に反革命戦争しましたが、69年以後の戦争斗争は、日常生活そのものが非合法化する中で、斗われ、権力は一部反動分子秩序派を組織し、恒常的監視体制を強化して来たのです。そしてR・Wを斗った戦士達に対しては、連合赤軍を頂点として過激派一貫違い一切の権利を認めないという重罪攻撃をしかけて来ています。その中で爆取は尊属殺人罪が違憲とされ、現在、最も重い刑となっています。その第一条は「七年以上、無期又は死刑」という絶対許すことのできない第一級の革命弾圧法なのです。その公布は明治十七年(1884)実に89年前のことであり、未だ帝国議会さえも開かれていない時に太政官が一方的に発布したのです。この爆取は何故に発布されたかといえば、当時反体制政治勢力としての自由民権Mが民族Bを基盤とした板垣退助を中心とする国会開設派、農民を基盤とする大井憲太郎の左派に分裂する中で、その最左派が手製爆弾150個を茨城県加波山に運びあげ武ッ蜂起したが故に発布されたものです。この加波山事件が引き金となり秩序農民数千の蜂起・飯田事

件、大阪事件、静岡事件と自由民権M左派の武斗のはしりとなったのです。このような政治背景の中で発布された弾圧法としての性格はその後、明43年平徳伝次郎(秋水)を中心としたデッチ上げ大逆事件、大正12年関東大震災の時、官憲に殺された大杉栄の復讐の為、時の戒厳司令官福田大將を暗殺しようとした事件、同じく関東大震災の時、単に天皇を暗殺しようとする意思だけであるにもかかわらず、デッチ上げ起訴された「不逞社」の大逆事件、そして後の日共武装斗争、我々のR・Wが主な爆取攻撃の事件です。このように見ただけでも、日本の革命M全てに適用されて猛威を振っていることがわかります。加波山事件では、何故手製爆弾が使用されたのか、製造者である鯉沼九八郎は「明治14年(1881年)ロシアのアレキサンドル二世が「人民の意志派」により爆殺されたことにヒントを得て、テロ、暗殺用武器として造った。銃やピストルはテロ、暗殺武器としては成功率が少なく、その点爆弾ならば確実性がある」趣旨説明していますが、我々ゲリラにとってこれほど有効な武器はないと思います。6・17の様に一人のゲリラ戦士によって一時に多数の反革命軍をセン滅でき、I・R・Aの如く政フ機関の破壊もできるし、又土田邸爆破の様な高度の武斗もできるのです。問題は武器を使用する我々主体の側にあります。以上のように我々ゲリラにとって有効な武器は権力にとっては脅威であるからこそ、弾圧も又、一般犯罪と区別し、特別法として設けているのです。例えば単に刑が重いだけではなく、犯罪が成立しなくとも製造、輸入、所持、注文を為した者(3条)又その幫助を為した者(5条)を一律に3年以上十年以下に罰し、疑しきは本人の利益に従うとしているB r法をも無視して犯罪目的のないことの立証責任を設けており、(6条)更に7・8条は告知義務なるスパイ行為を強制しているのです。このような弾圧法の性格は爆弾の威力もさることながら、爆弾を使用する側の政治性、思想性が現体制を打倒し新しい社会を建設するだけの内容を有しているが故にこそ、権力の弾圧もデッチ上げ起訴、大量起訴、重罪長期攻撃、フレイムアップ等R・W派と労働者八民を分離し徹底した全社会的反革命弾圧をしかけてくるわけです。それに抗して我々の政治性、思想性も又、プロ独を直接射定にいたれた政治性、思想性が要求されるのです。爆取とは以上の様な弾圧の質を有しており、それがアバートローラー作戦を頂点とする全人民の恒常的監視体制、抑圧体系の一環として爆取攻撃があるのです。我々はこの権力の70年代治安戦略に対して徹底した闘いと、労働者人民に対する革命派からの逆O r g組織化が緊急に問われているのです。爆取紛争を中心にしてR・W派の反撃を共に開始しようではありませんか。

○日帝打ト○爆取粉砕○再生に向けてR・W派は団結しよう。
以下は爆取裁判の資料として読んで下さい。

判決文を読んでみるに、爆取に所謂爆発物（今後Bと略す）の定義は様々であり、一定していないが故に、そのBの定義を分類してみます。その始めに一番体系的に集められていると思う、昭和二十七年一月一六日大阪地方裁判所判例のBの規定に關して全文を参考の爲にかかげます。（事件は火 焰ビンです）

二、B取締罰則に所謂Bの意義

B取締罰則（以下罰則と略す）は治安を妨げ又は人の身体財産を害する目的をもつてBの使用をはじめ、その製造輸入所持注文等の一連の行為を処罰する旨規定している。右罰則に所謂Bなる概念がその性質上、理化学的概念と密接な関連をもち、従って、これが法的評価の前提として、必然的に理化学的評価をも要求せられる概念であるにもかかわらず、罰則は単に爆発物なる語を使用しているのみでBの定義を明かす、又その範囲を限定していないのである。一般に刑法法令の解釈は刑法法定主義の見地から当該法令の定めたる罪構成要件を、その文理や、論理解釈の範囲に限られその範囲をこえて、罰する方への拡張解釈乃至類推は避けられるべきであるから、罰則に所謂Bの解釈も又、Bの通常のイミである理化学的概念を基にして法律の評価を施されなければならない。そこで理化学上のBとはいかなるものを称するのであるか、そして、この理化学上の概念は必ずしも法的概念を拘束するものではないのであるから、更に進んで罰則に所謂爆発物とは、理化学上のいかなるものに限定すべきであるかについて考察しなければならぬ。鑑定人の作成した鑑定書によれば、理化学上爆発物とは、ある物体系の体積が急激急速に増大する現象をいうのである。勿論かかる現象には、蒸気カン、又は高圧ガスボンベの破裂等の現象をも含むのであるが、このような物理的に体積が急激急速に増大する場合（物理的爆発）は比較的少なく、通常は火薬類の爆発の如く化学反応をともなう場合（化学的爆発）が多いのである。それ故後者の場合のみを、理化学上、狭義の爆発と称するすなわち、物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かゝる化学変化に伴って、一時に多量の反応熱および多数のガス分子を発生し、体積の急速な増大をきたす現象が爆発であると定義する。そして右の定義に示されている爆発性を保有し、物質が理化学上のBであると称する。ところでこのようなBのもつ爆発性能は、Bの種類により必ずしも同一ではありえない。例えばダイナマイトの主成分であるニトログリセリンの如きは、その他外部からのエネルギーを受ける時は、爆発的に分解する性質を有しその爆発分解進行速度は毎秒八〇〇〇米を示す（第一級爆発）のであるが硝酸カリウム、硫黄木炭の混合物である、黒色火薬の如きは、燃焼速度が増大する場合等に爆発現象を呈し、その爆発分解の進行速度は、毎秒数百米を示す（第二級爆発）にとどまり、この場合の爆発は急激なる燃焼の延長と見なされるのである。従って化学反応の本質に於て、爆発と燃焼の間は差異のないものも存在し、その所謂爆発には急激なる燃焼も含むものと謂うべきである。このような意味に於て前記のダイナマイト、黒色火薬はもとより、石炭ガス又はガソリン蒸気と空気との混合ガスおよび

硫黄又は酸化アンチモンを塩素酸カリウムを混ぜて固めた、マッチ類も又、理化学上Bの範囲に包含されるものであることは鑑定人の認めるところである。

以上の通り理化学上Bの範囲は極めて広汎である。しかしながらマッチ類の如きが理化学上爆発と評価されるにしても、これが罰則に所謂Bとして処罰の対象に値しないことは何人も否定しないであろう。それ故罰則に所謂Bとしてその法的評価に堪えうるが為、広汎なる理化学上のBの概念は更に、厳格な限定を受けなければならぬ。罰則は治安を妨げ、又は人の身体財産を害する目的でBを使用した者に対しては、たとえ現実に、人蓄器物に対し侵害を与えない場合でも一律に死刑、無期若しくは七年以上の懲役又は禁固に処する旨を定めている。（罰則一条）刑法第二十七条は火薬気カンその他B（罰則のBとの差異については問題があるがBは右Bをも包含する趣旨であることは文理上明白である）を破壊させて人の現住する建造物等又は人の現住しない他人所有の建造物等を損壊した者は現実に公共の危険が発生しなくとも、又、自己所有の人の現住しない建造物等又はその他の物を損壊したものは現実に公共の危険が発生したことを条件として罰則に放火等又は失火罪の例に従い処罰せらるべきにとどまる。その他犯人蔵匿証処インメツの各罪につき刑法の二年以下の懲役又は一万円以下の罰金（刑法第一〇三条、第一〇四条）に対して罰則は十年以下の懲役又は禁固（罰則九条）を定め、刑法は殺人又は放火の各予備罪に對しては二年以下の懲役（刑法第二三条第二一條）を科するにとどまるが罰則は予備的諸行為につき、三年以上、十年以下の懲役又は禁固（罰則第三条第五條）を定めている。このように罰則は刑法の特別法を形成するとはいえず、その所定刑は極めて重いものと謂わなければならない。のみならずB使用の脅迫教唆煽動および共謀にとどまること（罰則第三条）B並びにこれに關連ある犯罪を発見しながらこれを警察官吏に告知しないこと（罰則七条八条）等をも処罰し、犯罪行為の範囲を著しく拡大する。従って或る物件が罰則に所謂Bと認定せられるならば終情（上の二字疑いが記します）に於て重刑を科せられるのみならず前記の犯罪行為の拡大に伴い、犯罪捜査の段階に於ても又、警察機關の可能な捜査範囲は著しく拡張されるのである。思うにこのような罰則の特質は危険の発生する可能性の極めて大なるBを未然に捜査してこれを厳重に取締ることにより公共の安全を確保せんとする、罰則制定の目的に照し制定せられたものである。そうだとするならば、この罰則から帰納し特に法定刑の著しく重い点を勧告してこれによる取締の対象たる、Bの範囲は化学反応による強烈の爆発力を保有し、かつこれがため、公共の平和を攪乱し又は人の身体財産に被害を与える可能性極めて大なるものに限定されなければならない。

すなわち罰則に所謂Bとは、前記の如く、狭義の理化学上、化学反応に因る、爆発性能を保有する、物質の強烈の爆発（その中には爆発のみならず急激なる燃焼としての、第二級爆発をも含むことは既に述べた。）作用を惹起し、その爆発作用自体の破壊力が直接の原因となり、公共の安全を攪乱し、又は人の身体財産を傷害・損傷するに足るものであることを必要とすると言わなければならない。理化学上明らかにBであるとしても、右物質が少量である場合の如く、爆発作用が微弱でありいわず小爆発にとどまる限り罰則に所謂Bとは認められないのである。以上判決文は、Bの規定に関して、①理化学上の爆発とは何か。②法の解釈としてのBの規定は何か。③更に限定したBの規定となつてゐる。①は理化学上の爆発とは、或る物体積の体積が急激迅速に増大する現象を謂うのである。（物理的爆発）、物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かかる化学変化に伴つて一時に多量の反応熱及び多数のガス分子を発生して体積の急速なる増大を来す現象（化学的爆発）。

つまり、理化学上の爆発とは、物理的爆発及び化学的爆発の二種類ある。その内、物理的爆発及び化学的爆発の二種類を広義の爆発と呼び化学的爆発の場合だけは狭義の爆発と呼ぶ。②法解釈としては、化学的爆発を罰則に所謂Bと規定してゐると解釈してゐる狭義の爆発。③更にその化学的爆発作用が微弱である場合、小爆発に止まる場合、その化学的物質が少量である場合、罰則に所謂爆発物とは認められずと厳格な規定を設けてゐる。

以上の大阪地裁判決の判例の様に厳格な規定を設けてゐる場合は少なく、「治安を妨げ、又は人の身体財産を害せんとする目的」と言う反体制者に対する、予断と偏見を持つて、裁判官自身の資本主義社会体制維持、と言う主観的・情緒的恣意もしくは政治判断に委ねられ、現在R・W（革命戦争）を斗つた爆取被告は長期、重罪攻撃の弾圧にさらされてゐるのです。以下、日共武装斗争の中で使用された武器である火炎ビンとラムネ弾の分析を試みました。

〔1〕 Bを理化学上広義の意味に解釈してゐる判例

① Bの厳格な規定又はBの制限の必要なしとして、そのB規定の基準を「治安を妨ぐ、又は人の身体財産を害せんとする目的」においてゐる判例。

①昭和（これからSと略称する）三十年、四月二十五日の福岡高等裁判所は、ラムネ爆弾の構造はラムネビンの中にカーバイトを入れたものでこれに水を注入すればビン中のカーバイトがアセチレンガスを発生しビン中の球がビン口を密閉し高圧となり破裂するように装置されたものであり、その作用はラムネ弾中に適度の水を注入しビンを傾斜させることによつてアセチレンガスがビン中に充満し高圧となつてビンを破壊するものである。がBであるか、ないかをめぐり論争の中で、「爆発性能が極めて高度であるか」と「不特定多数の人の身体財産に対し甚大な被害を与えるに足る能力を有する」と言う様な加重要件は、これを必要としないものと云わねばならないとして、ラムネ爆弾が罰則に所謂Bであると判決した。

②S三十年四月二十七日福岡高等裁判所は、ラムネ弾がBであるかないかをめ

ぐる論争の中で「極めて危険度の高い爆発作用」「甚大な危害」「危害を与える可能性極めて大なる爆発力」なるものは法令解釈の基準としては不明確に過ぎるとして退けラムネ弾を罰則に所謂Bと判決したのである。（尚この原判決（S二十九年九月七日福岡地裁）はBではないと判決した）
③S三十年九月二十七日名古屋高等裁判所はラムネ弾が罰則に所謂Bであるか否かに関して「その性能に至つては多数の人の身体財産に傷害損傷を四囲に飛散せしめ、これにより一時に多数の人の身体財産に傷害損傷を与えるに十分な威力を有するものであり前記大審院判決の示すBの要件を完全に充たすものである」として、罰則に所謂Bであると判決した（尚、この事件はS二十七年七月八日金沢大医学部附属病院構内で、ラムネ弾を所持していた為、爆取三条で起訴されたがS二十九年三月二十八日金沢地裁に於て無罪となり、検察官が控訴したものである）

② Bの基準に厳格な規定・制限を加へてゐる判例

①S二十八年四月二十一日広島高裁は、火炎ビンがBであるか否かの論争の中で、次の様に規定してゐる。「いやしくも理化学上の所謂Bは、全ての右の罰則に所謂Bに該当するものと為すのは失当であることは明らかであつて、例えば塩素酸加里、硫酸、燐、有機物等を混じて製作した玩具の花火やマッチの類も理化学上所謂Bに該当すること明らかであるがこれ等を右罰則に所謂Bであるとして取締の対象とする価値があるものとは何人も考えないであらう。結局B取締罰則の目的が社会公共等に甚大な危害を与える可能性の極めて大なるBを未然に捜査・発見してこれを厳重に取締ると共に、右のようなBを使用し又は使用せしめたもの、或は其の使用に、便宜を与えた者等などに対しては、実害の発生したと否とを問はず等しく厳罰に処することにより、公共の安全を確保せんとしたものである、と解されるところからして其の取締の対象である所謂Bの範囲も公共の平和を攪乱し、身体財産に危害を与える可能性が極めて大なる爆発力を有するものに限定すべきものと解するのが相当である」として火炎ビンがBでないとの判決を下した。

②S二十九年三月二十三日金沢地裁はラムネ弾所持の為罰則三条で起訴された事件（①の②と同事件）に関して、以下判決してゐる。

「本件ラムネ弾のカーバイトと同種同量のカーバイトを入れた、ラムネビンに水を注入してこれを縦横各五十七cm半、深さ八十九cmの四分杉板（厚さ約1cm）作りの箱内に投入し、箱底から約三十cmの高さに止まつた場合の破壊は、ガラスの破片が木箱の四壁及び底板に突き刺り、一回（一ビン）破裂毎に1cm以上の傷が二十個乃至四十個に及び甚しいものは、二十五瓦程度の大破片が四分板を貫通する程度であり、これを身体財産に接見して作動させる場合三十cm以内にある顔面、頭部、腹部に対しては傷害を与

えるに足り、また50cmない至60cm離れている時でも縛着又は露出部には傷害を与えるに足るものである。(注、この鑑定書は鑑定人山本祐徳作成の昭和27年11月25日付鑑定報告書である。)しかしながら四分板を貫通する場合は、板を貫めいて、ころりと落ちたものであり、外へ飛び出してもその距離は一米位であつてそれは数多い実験の中で、1、2回あつたにすぎないものであり、また、数回の実験後においても木箱自体はぐらぐらする程度であつて、破壊されなかつたことが明らかで、その破壊力たるや、公共の平和を攪乱又は人の身体財産を傷害損壊するにあたり、甚大な被害を与える可能性が極めて大なるものといふことができない。そうとすれば当裁判所の認定した公訴事実記載のラムネ弾の構造、装置、性能の限度においてはまだ以つて爆発物取締罰則に所謂Bに該当しないといふべく従つて被告人は罪とならないものと解すべきである。」と判決した。(この第一審判決の無罪と第二審有罪判決は比較の対象として注目に価する。)

①S29年9月7日福岡地裁はラムネ弾が罰則に所謂Bであるか否かをめぐつて以下の如く判決している。「ラムネ弾に同種のカーバイト18gをつめ、これに水三十立方(一字不明)を注入した場合の爆発力(右鑑定人によればこの場合が最も威力が大きい。)はラムネ弾から10cmの距離に窓硝子、サラシネ綿(6字不明)等を置いて実験した結果より(2字不明)して人体から一〇cmの距離で爆発せしめた場合でも、軽微な打撲傷を与える程度で死の結果を出せしめる場合は通常考えられないといふのであるから、その威力の程度は低いものであることが認められる。(ここで、前記②の④に掲げてある鑑定人山本祐徳作成の昭和二十七年一月二五日付鑑定報告書と同じような山本祐徳の鑑定書を引用している。)...四分杉板を貫通したのは極めて稀な場合であることがうかがわれ、多くにその(2字不明)に至らず、従つてその威力は必ずしも大なるものとは言えず、又鑑定人塚元久(一字不明)作成の鑑定書によれば、カーバイト20g(2字不明)30gをそれぞれつめたラムネビンに水60立方(一字不明)を加えリンゴ箱(横53cm、たて33cm、深さ26cm)の内で爆発せしめた結果は右箱を貫通したものはなく、その威力は右箱を破壊しない程度のものであることが認められる。しかし、右はいずれも鑑定が必要上比較的小なる木箱の(六字不明)したまま使用した場合であるが、實際上ラムネ弾がかかる条件の上で使用されることは殆んど考慮しえないことであり本件の如く人家に投てきする(3字不明)、考え得る使用方法によつて使用された場合にはその威力は更に軽微となることは容易に推察し得るところである。」としてラムネ弾は罰則に所謂Bではないと判決した。

③Bの規定制限等について、ふれず、Bの規定を単に広義のBと解している場合

①S31年6・27最高裁は火焰ビンがBであるか否かについてB取締罰則に所謂Bとは理化学上の爆発現象を惹起するやうな平衡状態において薬品その他の資材が結合せる状態であつてその爆発作用そのものによつて公共の安全を乱し、又は人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものを指称すると解するのを相当にする。」として「右塩素酸Kと濃硫酸が接触すれば化学的爆発が起るけれども、その爆発は塩素酸Kの量が僅少であるため、爆発作用そのものによる直接の破壊力は認められず、...このやうな程度の爆発と燃焼力を有するに止まり、その爆発作用そのものによつて、公共の安全を攪乱または人の身体財産を損傷するに足る破壊力を有しない本件火焰ビンはたとえそれがもつぱら他人を殺傷し物を焼(一字不明)し、公共の混乱を招来する目的のためにのみ製造されたとしてもかかる主観的意図によつて物の客観的性質を左右することはできないから、罰則に所謂Bに該当しない旨判示しているのであつて、この原判旨は首肯するに足る。」と理由を掲げ、火焰ビンが爆取に所謂Bでないと規定している。

②S33年10月14日、最高裁はラムネ弾がBであるか否かに関して以下述べている。「爆発物取締罰則に所謂Bとは理化学上の爆発現象を惹起するやうな不安定な平衡状態に於て、薬品その他の資材が結合せる物体であつて、その爆発作用そのものによつて公共の安全を乱し、又は人の身体財産を害するに足る破壊力を有するものと解するのを相当とすること当裁判所大法廷の判例(S29(あ)3956号同31年6月27日大法廷判決集10巻6号921頁)とするとところであり、論旨引用の第二小法廷判決(S28年(あ)2827号同年11月13日宣告集7巻11号2121頁)もこれと趣旨を同じくすることと明らかである。...本件ラムネ弾の性能、威力が前示のやうにして水紋10gを注入して傾斜若しくは倒立させ玉が栓座につまつて密閉されると17秒ないし、25秒ぐらいで爆発し、その際170個のガラス破片(3cm以上のもの約26個)を大部分は10米以上、最大距離36米に飛散させその身体若しくは財産に対する損傷能力はラムネ弾から約10cm離れた距離にある窓硝子、サラシネ綿、牛皮等があると窓硝子はめちやめちやに破損し、サラシネ綿は断々に切つたやうに口が開き、多くはラムネ弾の破片が通過した形跡を示し、革皮も切れて破片が通過する...諸々実験中約5mの距離にいた実験補助者の足に硝子の破片が当り、しかも破れ口でない部分が当たつたと想像されるのに洋服及び靴下を通して皮下出血を起した事実があり、3米ないし10mの範囲であれば、人体を傷つけ、5米より近くであれば、治療を要する程度の傷を与え、またその爆音は屋外では5、60米以内、屋内では30米以内にいる人を驚かしめるに足るものであること、その他原判決の認定したものである以上、右発生したアセチレンガスがビン内で急速に充満増加する為高圧を生じ、ビンを破

すなわち罰則に所謂Bとは、前記の如く、狭義の理化学上、化学反応に因る、爆発性能を保有する、物質の強烈の爆発（その中には爆発のみならず急激なる燃焼としての、第二級爆発をも含むことは既に述べた。）作用を惹起し、その爆発作用自体の破壊力が直接の原因となり、公共の安全を攪乱し、又は人の身体財産を傷害・損傷するに足るものであることを必要とすると言わなければならない。理化学上明らかにBであるとしても、右物質が少量である場合の如く、爆発作用が微弱でありいわず小爆発にとどまる限り罰則に所謂Bとは認められないのである。以上判決文は、Bの規定に関して、①理化学上の爆発とは何か。②法の解釈としてのBの規定は何か。③更に限定したBの規定となつてゐる。①は理化学上の爆発とは、或る物体積の体積が急激迅速に増大する現象を謂うのである。（物理的爆発）、物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かかる化学変化に伴つて一時に多量の反応熱及び多数のガス分子を発生して体積の急速なる増大を来す現象（化学的爆発）。

つまり、理化学上の爆発とは、物理的爆発及び化学的爆発の二種類ある。その内、物理的爆発及び化学的爆発の二種類を広義の爆発と呼び化学的爆発の場合だけは狭義の爆発と呼ぶ。②法解釈としては、化学的爆発を罰則に所謂Bと規定しているとは解釈してゐる狭義の爆発。③更にその化学的爆発作用が微弱である場合、小爆発に止まる場合、その化学的物質が少量である場合、罰則に所謂爆発物とは認められずと厳格な規定を設けてゐる。

以上の大阪地裁判決の判例の様に厳格な規定を設けてゐる場合は少なく、「治安を妨げ、又は人の身体財産を害せんとする目的」と言う反体制者に対する、予断と偏見を持つて、裁判官自身の資本主義社会体制維持、と言う主観的・情緒的恣意もしくは政治判断に委ねられ、現在R・W（革命戦争）を斗つた爆取被告は長期、重罪攻撃の弾圧にさらされてゐるのである。以下、日共武装斗争の中で使用された武器である火炎ビンとラムネ弾の分析を試みてみました。

〔1〕 Bを理化学上広義の意味に解釈してゐる判例

① Bの厳格な規定又はBの制限の必要なしとして、そのB規定の基準を「治安を妨げ、又は人の身体財産を害せんとする目的」に置いてゐる判例。

①昭和（これからSと略称する）三十年、四月二十五日の福岡高等裁判所は、ラムネ爆弾の構造はラムネビンの中にカーバイトを入れたものでこれに水を注入すればビン中のカーバイトがアセチレンガスを発生しビン中の球がビン口を密閉し高圧となり破裂するように装置されたものであり、その作用はラムネ弾中に適度の水を注入しビンを傾斜させることによつてアセチレンガスがビン中に充滿し高圧となつてビンを破壊するものである。がBであるか、ないかをめぐり論争の中で、「爆発性能が極めて高度であるか」と「不特定多数の人の身体財産に対し甚大な被害を与えるに足る能力を有する」と言う様な加重要件は、これを必要としないものと云わねばならないとして、ラムネ爆弾が罰則に所謂Bであると判決した。

①S三十年四月二十七日福岡高等裁判所は、ラムネ弾がBであるかないかをめ

ぐる論争の中で「極めて危険度の高い爆発作用」「甚大な危害」「危害を与える可能性極めて大なる爆発力」なるものは法令解釈の基準としては不明確に過ぎるとして退けラムネ弾を罰則に所謂Bと判決したのである。（尚この原判決（S二十九年九月七日福岡地裁）はBではないと判決した）

①S三十年九月二十七日名古屋高等裁判所はラムネ弾が罰則に所謂Bであるか否かに関して「その性能に至つては多数の人の身体財産に傷害損傷を四圍に飛散せしめ、これにより一時に多数の人の身体財産に傷害損傷を与えるに十分な威力を有するものであり前記大審院判決の示すBの要件を完全に充たすものである」として、罰則に所謂Bであると判決した（尚、この事件はS二十七年七月八日金沢大医学部附属病院構内で、ラムネ弾を所持していた為、爆取三条で起訴されたがS二十九年三月二十八日金沢地裁に於て無罪となり、検察官が控訴したものである）

②Bの基準に厳格な規定・制限を加へてゐる判例

①S二十八年四月二十一日広島高裁は、火炎ビンがBであるか否かの論争の中で、次の様に規定してゐる。「いやしくも理化学上の所謂Bは、全て右の罰則に所謂Bに該当するものと為すのは失当であることは明らかであつて、例えば塩素酸加里、硫酸、燐、有機物等を混じて製作した玩具の花火やマッチの類も理化学上所謂Bに該当すること明らかであるがこれ等を右罰則に所謂Bであるとして取締の対象とする価値があるものとは何人も考えないであらう。結局B取締罰則の目的が社会公共等に甚大な危害を与える可能性の極めて大なるBを未然に捜査・発見してこれを厳重に取締ると共に、右のようなBを使用し又は使用せしめたもの、或は其の使用に、便宜を与へた者等などに対しては、実害の発生したと否とを問はず等しく厳罰に処することにより、公共の安全を確保せんとしたものである、と解されるところからして其の取締の対象である所謂Bの範囲も公共の平和を攪乱し、身体財産に危害を与える可能性が極めて大なる爆発力を有するものに限定すべきものと解するのが相当である」として火炎ビンがBでないとの判決を下した。

①S二十九年三月二十三日金沢地裁はラムネ弾所持の為罰則三条で起訴された事件（①のQと同事件）に関して、以下判決してゐる。

「本件ラムネ弾のカーバイトと同種同量のカーバイトを入れた、ラムネビンに水を注入してこれを縦横各五十七cm半、深さ八十九cmの四分杉板（厚さ約1cm）作りの箱内に投入し、箱底から約三十cmの高さに止まつた場合の破壊は、ガラスの破片が木箱の四壁及び底板に突き刺り、一回（一ビン）破裂毎に1cm以上の傷が二十個乃至四十個に及び甚しいものは、二十五瓦程度の大破片が四分板を貫通する程度であり、これを身体財産に接見して作動させる場合三十cm以内にある顔面、頭部、腹部に対しては傷害を与

裂させるに足る現象は一種の物理的爆発現象であるとし、本件ラムネ弾は右罰則に所謂Bに当るとした原判決は相当である」として、ラムネ弾が罰則に所謂Bであると判決したのである。(尚この事件は前記②の①と同一事件であり福岡地裁においてはBではないと判決している。)

④特殊な判例(ラムネ弾がBとならない場合) BがBとしての破壊力、威力、性能を有しているか否かを問う以前にBはBとしての機能を有していなければならぬとする判決(不発弾についての一事例) S28年6月25日福岡地裁は以下判決している。「ラムネビンにカーバイトと水を混入したものが爆発現象を惹起する為には一定の条件を具備すること、すなわちラムネビン内に投入されるべきカーバイトの分量が15g以上であつて注入される水量も充分であり、かつ球栓が栓座に接合して完全に密栓となつてゐること、そのビンに傾射し、球栓が栓座に接合させて完全に密栓を施すことにより20秒ないし30秒間にビン内に発生したアセチレンガスが反応熱により急激に膨張しビンを破裂させるに足る程度の異常な圧力を生ぜしめて起るものであつて、この場合、球栓が栓座に接合して密となつた瞬間、はじめて爆発現象を惹起する過程に進行するといわゆるラムネ弾は、爆発可能な分量である十五瓦以上のカーバイトの投入された、ラムネ弾に充分な水量を注入した後、その球栓が栓座に接合して密栓となつた瞬間において理化学上のBとなるものと解するのが相当である。そうだとすればラムネ弾を使用したのに、それが爆発しなかつた場合球栓が栓座に接合してビンが密栓となつていた限り、それは既にBとなつたラムネ弾を爆発させるまでの処理が拙く爆発直前にビンの破損等によりアセチレンガスが外部に飛散した為に爆発しなかつたもので、それにBを使用したものと言ふことが出来るが、球栓が栓座に接合せず、ビンが密栓となつていない限りそれは未だBとしてのラムネ弾の製造が完成せず、Bでなかつたものを爆発させようとしたまでのことでBの使用とはならないものといわなければならぬことになる」として、罰則に所謂Bではないと判決した。

Bを理化学上、狭義の意味に解釈している判例(この判例は少なく私の調べた資料の中では冒頭に全文を掲げた、S二十七年十二月十六日、大阪地裁の判例だけです)

①S二十七年十二月十六日大阪地裁は火炎ビンがBであるか否かに關して「理化学上の爆発とは、或る物体積の体積が急激迅速に増大する現象を謂うのであるが勿論かかる現象には蒸気カン、又は高圧ガスボンベの破裂等の現象を包含するのであるが、このように体積が急激迅速に増大する場合(物理的現象)は比較的に少なく通常は火薬類の爆発の如く化学反応を伴う場合(化学的爆発)が多いのである。それ故後者の場合のみを理化学上の狭義の爆発と称する。すなわち物質の分解又は化合が極めて急速に進行し、かかる化学変化に伴つて一時に多量の反応熱および多数のガス分子を発生して、体積の急速な増大を來たす現象が爆発であると定義する。そして右の定義に示されている爆発性を保有する物質を理化学上のBであると称する。」

のBであると称する。……「思うにこのような罰則の特質は危険の発生する可能性の極めて大なるBを未然に捜査して、これを嚴重に取締ることにより公共の安全を確保せんとする罰則制定の目的に照らし制定せられたものである。そうだとするならば、この罰則の特質から帰納し特に法定刑の著しく重い点を勘案してこれによる取締の対象たるBの範囲は化学反応による強裂の爆発力を保存しかつこれが為公共の平和を攪乱し、又は人の身体財産に被害を与える可能性が極めて大なるものに限定されなければならぬ。すなわち罰則にいわゆるBとは前記の如く狭義の理化学上化学反応による爆発性を保有する物質の内強裂の爆発(その中には爆発のみならず急激なる燃焼としての第二級爆発物をも含む。)作用を惹起しその爆発作用自体の破壊力が直接の原因となり、公共の安全を攪乱又は人の身体財産を傷害損傷するに足るものであることを必要とするといわなければならぬ。」と規定して火炎ビンがBでないと判決した。(尚資料は最高裁判所刑事判例集及び高等裁判所刑事判例集より) 以上のように爆取に所謂Bの規定はBr法のワク内に於ても非常な規定が異なりBr法内部に於てさえもその判決が無罪、一転して有罪となるのは具体的事実や証拠に基いて判断するよりも「公共の安全を亂し、人の身体財産を害する目的とか治安を妨げ人の身体財産を害する目的等の目的を罰する目的罪だからです。当然のことながらこの目的とは被告人自身の思想性、政治性に対して重罪攻撃がかけられるのです。この爆発物を武器として斗う武装斗争はその政治性、思想性をもつた組織自体が直接にその斗う主体自身が現体制を全面的に否定し、新しい社会体制を内包しているからです。この思想性、政治性を裁くことにこそこの爆取の目的があり、この目的の解釈によつて判断が違つてくるわけです。かつその判断こそ裁判官自身の主観的、情緒的恣意もしくは政治判断に委ねられるわけです。地方裁判所において無罪の判決を斗いとりますが最高裁、最高裁の上級裁判所に控訴、上告する度に不利となりますがこれは四五年から最高裁長官、石田の下で始まつた司法の反動化としての青法協会の再任拒否等の如くKQ斗争が深まりシ烈に斗われる場合、又は政治裁判の場合、司法の反動的本質が表われるということです。先頃最高裁は刑法二〇〇条尊属殺人を違憲と判断しましたが、この判断から見れば、爆取も当然違憲です。

以上書くにあつて裁判資料を提供してくれた総監公舎爆破未遂事件の「6人を救済する会」の人達に厚くお礼をのべます。

東拘 一九七三年四月十四日 市川 平